

1. 示談・あっせん事件

弁護士が相談者の代理人でなく、両当事者の同意を得て、仲裁者としての立場で、示談・あっせんを行う場合。

離婚・男女間紛争事件

着手金30万円以上、報酬30万円以上（各税別）

2. 離婚（夫婦間円満調整）事件

(1)

| | 着手金及び報酬金（税別） |
|-----------------|--|
| 離婚調停事件または離婚交渉事件 | 着手金・最低額 30万円 （審理が1～2回の見込） 審理が3回以上は30万円以上90万円以下 報酬金・着手金と同額 |
| 離婚訴訟事件 | 着手金・ 50万円 以上100万円以下 報酬金・着手金と同額 |

(2) 離婚交渉事件から引き続き離婚調停を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の二分の一とする。

(3) 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の二分の一とする。

(4) 前三項において、養育費、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、4. 民事訴訟事件の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(5) 離婚事件に伴う子供の引渡し及び親権についての調停・審判

| | 着手金及び報酬金（税別） |
|--------------------|---|
| 子供の引渡しの調停事件または審判事件 | 着手金・最低額 50万円 （審理が1～2回の見込） 審理が3回以上は50万円以上150万円以下 報酬金・着手金と同額 |
| 親権の調停・審判 | 着手金・最低額 30万円 （審理が1～2回の見込） 審理が3回以上は30万円以上90万円以下 報酬金・着手金と同額 |

※離婚事件に加えて、(5)が争点である場合は両者を加算する。